

令和5年11月 第17回臨時会 賛成討論

日本維新の会尼崎市議団の松岡でございます。

会派を代表いたしまして、決議案第2号に対する賛成討論を行います。

昨年6月に政務活動費の不適切な入出金、私文書偽造などが発覚した光本氏に対し、同月1回目の辞職勧告決議が全会一致で可決されました。その後1年間、政務活動費の制度検証等特別委員会、政治倫理審査会において権利だけを主張し真実を語らず、市民の皆様、本市議会に対して説明責任を果たしてきませんでした。そして本年6月、2回目の辞職勧告決議が全会一致で可決されましたが、現在も議員の職にとどまり続け、議員報酬を受け取り続ける光本氏の行動は、市民の皆様の本市議会に対する不信感を深めており、本市議会の品位と名誉を傷つけています。そんな中今月、政治倫理審査会の審査が終了し、審査された6つの事象のうち、4つの事象が政治倫理基準に違反すると認められ、尼崎市議会に対し、光本氏に議員辞職勧告決議をするのが妥当と判

令和5年11月 第17回臨時会 賛成討論

断されました。

また審査会の意見として、日本維新の会尼崎市議団に対し、政務活動費の適正使用にあたり条例、施行規則等を遵守じゅんしゆしなければならないという認識を十分に持ち合わせていなかった事が、度重なる事象の発生に繋がった事から、日本維新の会尼崎市議団に対し猛省を求められました。この意見を重く受け止め、二度とこの様な事が起こらない様にいたします。市民の皆様、当局の皆様、議員の皆様、大変申し訳ございませんでした。

現時点で光本氏の一連の疑惑に関し司法の判断はされていませんが、政治倫理審査会における判断は、政治家として倫理観が欠如しているという事であり、光本氏は即刻議員辞職するべきである事から、本決議案に賛成いたします。

以上で、日本維新の会尼崎市議団の賛成討論を終わります。